

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

除染電離放射線障害防止規則条文	規制内容	対象業務	除染等業務				特定線量下業務
			土壤等除染等の業務	廃棄物等の業務	特定汚染土壌取扱業務		
					2.5 μ Sv/h超	2.5 μ Sv/h以下	
3	被ばく限度		○	○	○	○	
4	妊娠と診断された女性の被ばく限度		○	○	○	○	
5	線量の測定	外部被ばく線量測定	○	○	○	△(注)1	
		内部被ばく線量測定・検査	○(注)2	○(注)2	○(注)2		
6	線量の測定結果の確認、記録等	1mSv/day超のおそれ 毎日確認	○	○	○		
		算定・記録・30年間保存	○	○	○	△(注)1	
		従事者に通知	○	○	○	△(注)1	
7	事前調査	事前調査・結果の記録	○	○	○(注)3	○(注)3	
		結果の概要を労働者に明示	○	○	○(注)3	○(注)3	
8	作業計画	作業計画の策定	○	○	○		
		関係労働者に周知	○	○	○		
9	作業の指揮者		○	○	○		
10	作業の届出 (2.5 μ Sv/h超)		○		○		
11	医師の診察又は処置、所轄監督署長への報告		○	○	○	○	
12	粉じんの発散を抑制するための措置		○(注)4	○(注)4			
13	容器の使用等			○			
14	退出者の汚染検査		○	○	○	○	
15	持出し物品の汚染検査		○	○	○	○	
16	保護具		○(注)5	○(注)5	○(注)5	○(注)5	
17	保護具の汚染除去		○	○	○	○	
18	喫煙等の禁止、労働者への明示		○	○	○	○	
19	除染等業務に係る特別の教育		○	○	○	○	
20	健康診断		○(注)6	○(注)6	○(注)6		
21	健康診断の結果の記録、30年間保存		○	○	○		
22	健康診断の結果についての医師からの意見聴取		○	○	○		
23	健康診断の結果の通知		○	○	○		
24	健康診断結果報告		○	○	○		
25	健康診断等に基づく措置		○	○	○		
25の2	特定線量下業務従事者の被ばく限度						○
25の3	妊娠と診断された女性の被ばく限度						○
25の4	線量の測定 (外部被ばくによる線量測定)						○
25の5	線量の測定結果の確認、記録等	1mSv/day超のおそれ 毎日確認					○
		算定・記録・30年間保存					○
		従事者に通知					
25の6	事前調査	事前調査・結果の記録					(注)3
		結果の概要を労働者に明示					(注)3
25の7	医師の診察又は処置、所轄監督署長への報告					○	
25の8	特定線量下業務に係る特別の教育					○	
25の9	被ばく歴の調査					○	
26	放射線測定器の備え付け		○	○	○	○	○
27	事業廃止の際の被ばく線量の記録の引渡し 離職の際又は事業廃止の際の従事者への記録の写しの交付		○	○	○	△(注)1	○
			○	○	○	△(注)1	○
28	事業廃止の際の健康診断個人票の引渡し 離職の際又は事業廃止の際の従事者への健康診断個人票の写しの交付		○	○	○		
			○	○	○		
29	調整 (被ばく線量のみなし規定)		○	○	○	△(注)1	○
30	調整 (健康診断のみなし規定)		○(注)6	○(注)6	○(注)6		

- (注) 1 2.5 μ Sv/h以下の場所においてのみ特定汚染土壌等取扱業務に従事する者は不要。2.5 μ Sv/h以下のみならず、2.5 μ Sv/hを超える場所においても業務が見込まれる者には、2.5 μ Sv/h以下の場所においても措置が必要。
- 2 平均空間線量率が2.5 μ Sv/hを超える場所において、次により測定又は検査を行う。
(平成23年厚生労働省告示第468号)

	50万Bq/kgを超える汚染土壌等 (高濃度汚染土壌等)	高濃度汚染土壌等以外
粉じんの濃度が10mg/m ³ を超える作業 (高濃度粉じん作業)	3月に1回の内部被ばく測定	スクリーニング検査
高濃度粉じん作業以外の作業	スクリーニング検査	スクリーニング検査 (突発的に高い粉じんにばく露 された場合に限る。)

- 3 作業開始前及び同一の場所で継続して作業中、2週間につき一度
- 4 高濃度汚染土壌又は高濃度粉じん作業の場合
- 5 次の保護具を使用 (平成23年厚生労働省告示第468号)

	50万Bq/kgを超える汚染土壌等 (高濃度汚染土壌等)	高濃度汚染土壌等以外
粉じんの濃度が10mg/m ³ を超える作業 (高濃度粉じん作業)	粒子捕集効率が95%以上の防じんマスク、全身化学防護服、長袖の衣服ならびに不浸透性の保護手袋及び長靴	粒子捕集効率が80%以上の防じんマスク、長袖の衣服、保護手袋及び不浸透性の長靴
高濃度粉じん作業以外の作業	粒子捕集効率が80%以上の防じんマスク、長袖の衣服並びに不浸透性の保護手袋及び長靴	長袖の衣服、保護手袋及び不浸透性の長靴

- 6 除染電離則による健康診断のほか、特定業務従事者健康診断 (安衛則第45条：6月以内ごとに1回の一般定期健康診断) の対象。